

## 平成 30 年度医療的ケア児等の主な支援施策について（県施策分）

## 1 体制整備等

支 援 施 策	概 要 等	所 管 課
新 医療的ケア児等支援連携 推進会議の設置	・県及び各圏域に推進会議を設置 ・連携体制の構築 等	障がい者支援課
新 医療的ケア児等支援コー ディネーターの設置	・各圏域で医療的ケア児等の個別支援 を行う者を配置	
新 医療的ケア児等支援スー パーバイザーの設置	・有識者 2 名配置 ・県及び各圏域推進会議の支援 等	
訪問看護体制の強化	・訪問看護師のキャリアラダー検討 ・訪問看護事業所への支援 等	医療推進課
小児在宅医療の連携	・在宅医療の提供体制の整備 〔こども病院：ネットワーク整備等 新生病院：医療機関の連携構築〕	保健・疾病対策課

## 2 個別支援等

支 援 施 策	概 要 等	所 管 課
障害福祉サービスの提供等 (自立支援給付他)	・障がい児の心身の状態にあわせたサ ービスの提供及び支援	障がい者支援課
小児慢性特定疾病児等自立支 援員の設置	・対象児童に対する個別支援 ・関係者への情報提供 等	保健・疾病対策課
新 医療的ケア児保育支援 (モデル事業)	・保育所等への看護師の配置を支援 (30 年度：松本市 10 園分)	こども・家庭課

## 3 人材育成等

支 援 施 策	概 要 等	所 管 課
新 医療的ケア児等支援者・ コーディネーターの養成	・事業所等の従事者及び圏域で個別支 援を行うコーディネーターの養成	障がい者支援課  医療推進課
訪問看護師の専門研修	・看護職の資質向上や人材を育成	
特定行為研修の受講支援	・看護師の特定行為研修の受講を支援	
プラチナナースのセカンド キャリア支援	・セカンドキャリア研修の開催 ・就労への支援 等	

#### 4 特別支援学校での支援の取組

教育委員会特別支援教育課

取 組	概 要
看護師の配置	児童に応じた看護師の配置（17校32人）
医療的ケア研修	教員等を対象に研修を開催
医療的ケア運営協議会	関係者による実施体制等に関する協議・検討を実施
指導医等派遣研修	実施校へ医師又は看護師を派遣して研修を開催
コーディネーター連絡会	各校コーディネーターにより情報・意見交換会を開催
看護師研修	看護師に対して学校現場でのケアを学ぶ機会を提供
摂食コーディネーター連絡会	摂食に係る専門性の向上を図るために研修等を通じて食事介助を推進

参考資料（厚生労働省資料 抜粋版）

平成29年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議

- 医療的ケア児について
- 地域における医療的ケア児の支援体制の整備
- 障害福祉サービス等の体系

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定

- 主な改正内容「医療的ケア児への対応等」
- 医療的ケア児者に対する支援の充実



平成29年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議

医療的ケアが必要な障害児への  
支援の充実に向けて

平成29年10月16日

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室

## 医療的ケア児について

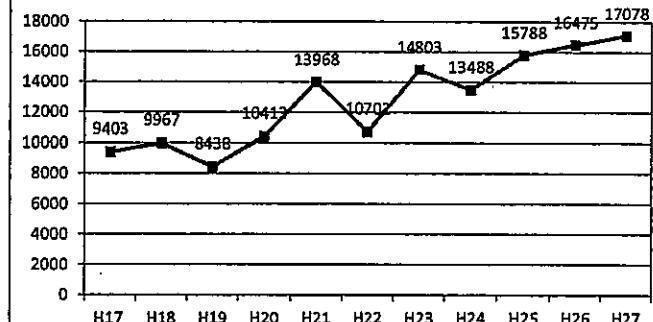
- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。
- 全国の医療的ケア児は約1万4千人（推計） 平成28年厚生労働科学研究出典所中間報告



- 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までいる。
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要  
例) 気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等

※1:重症心身障害児とは重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。全国で約43,000人(者も含まれている)。[岡田,2012推計値]

### 医療的ケア児数



(平成28年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」の中間報告)

児童福祉法の改正 (平成28年5月25日成立・同年6月3日公布)

#### 第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

## 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加。
- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定(児童福祉法第56条の6第2項)(本規定は公布日施行)
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(平成28年6月3日関係府省部局長連名通知)を地方公共団体等に発出し、連携体制の構築を推進。

### 医療関係

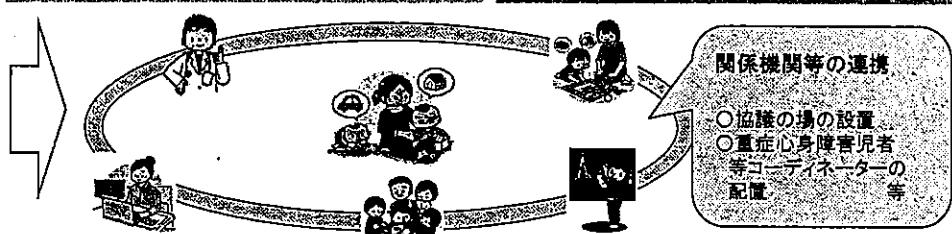
- 訪問診療や訪問看護等医療を受けながら生活することができる体制の整備の確保
- 小児在宅医療従事者育成のための研修会の実施

### 障害福祉関係

- 障害児福祉計画等を利用しながら計画的な体制整備
- 医療的ケアにかかる短期入所・障害児通所支援院の確保

### 地方公共団体

保健	医療
障害福祉	保育
教育	その他



### 保健関係

- 母子保健施策を通して把握した医療的ケア児の保護者等への情報提供 等

### 保育関係

- 保育所等、幼稚園、認定こども園における子どもの対応や保護者の意向、受入体制などを勘案した受け入れや医療的ケア児のニーズを踏まえた対応

### 教育関係

- 学校に看護師等の配置
- 乳幼児から学校卒業までの一貫した教育相談体制の整備
- 医療的ケアに対応するための体制整備(看護師等の研修)等

### 地方公共団体の関係課室等の連携

- 関係課室等の連携体制の確保
- 日頃から相談・連携できる関係性の構築
- 先駆的に取り組んでいる地方公共団体の事例を参考としつつ推進

## 障害福祉サービス等の体系1

サービス名	利用者数	施設・事業所数	介護等付
居宅介護(ホームヘルプ) ①②	169,861	19,757	
重度訪問介護 ③	10,015	7,302	
同行支援 ④⑤	24,757	6,249	
専門支援 ⑥⑦	9,907	1,563	
重度障害者宿泊支援 ⑧⑨	31	10	
短期入院(ショートステイ) ⑩⑪	50,637	4,450	
就労支援 ⑫	20,010	246	
生活介護 ⑬	271,849	9,821	
施設入所支援 ⑭	30,847	2,606	
共同生活援助(グループホーム) ⑮	103,302	7,342	
自立訓練(機能訓練) ⑯	2,190	166	訓練等給付
自立訓練(生活訓練) ⑰	12,284	1,180	
就労移行支援 ⑱	32,208	3,275	
就労継続支援(A型=雇用型) ⑲	63,025	3,596	
就労継続支援(B型) ⑳	223,931	10,724	

(注)1. 表中の「①」は「障害者」、「②」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。  
2. 利用者数及び施設・事業所数は平成29年3月サービス提供分の国保還データ。

## 障害福祉サービス等の体系2

サービス名	利用者数	施設・事業所数	その他の給付
日常生活支援 ①	94,217	4,910	
医療利用支援 ②	2,586	98	
医療就労支援サービス ③	149,012	10,159	
医療就労支援相談 ④	3,028	470	
短期入院・看取り入所相談 ⑤	1,675	194	
医療就労支援入所相談 ⑥	2,101	189	
計画相談支援 ⑦⑧	147,320	7,470	
計画相談支援 ⑨	44,843	3,875	
地域活動支援 ⑩	552	323	
地図制定支援 ⑪	2,738	492	

(注)1. 表中の「①」は「障害者」、「②」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。  
2. 利用者数及び施設・事業所数は平成29年3月サービス提供分の国保還データ。

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

平成30年2月5日

## 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

### 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、 地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「自立生活援助」の報酬を設定
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

### 精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、グループホームでの受入れに係る加算を創設
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

### 就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、 一般就労への移行促進

1. 一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「就労定着支援」の報酬を設定

### 医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設
2. 障害児の通所サービスについて、利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定

### 障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

# 医療的ケア児者に対する支援の充実

<p>【障害児向けサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 児童発達支援</li> <li>➤ 放課後等デイサービス</li> <li>➤ 福祉型障害児入所施設</li> <li>➤ 居宅訪問型児童発達支援 【新サービス】</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>看護職員加配加算の創設</b> 一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。</li> <li>➤ <b>医療連携体制加算の拡充（通所支援のみ）</b> 医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。</li> <li>➤ <b>居宅訪問型児童発達支援の創設【新サービス】</b> 医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。</li> <li>➤ <b>送迎加算の拡充</b> 送迎において喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。</li> </ul>
<p>【夜間対応・レスパイト等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 短期入所</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>福祉型強化短期入所サービス費の創設</b> 医療的ケアが必要な障害児者の受け入れを支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、看護職員を単独で1人以上配置すること等を評価する。</li> </ul>
<p>【障害者向けサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 生活介護</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>常勤看護職員等配置加算の拡充</b> 医療的ケアを受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。</li> </ul>
<p>【支援の総合調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 計画相談支援</li> <li>➤ 障害児相談支援</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>要医療児者支援体制加算の創設</b> 医療的ケアを必要とする児者等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有している場合を評価する。</li> <li>➤ <b>医療・保育・教育機関等連携加算の創設</b> 医療機関・保育機関等と必要な協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に、新たな加算として評価する。</li> </ul>